

被害者保護増進等事業に関する検討会 設置要綱（案）

1. 目的と設置

令和4年6月に成立した「自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」(令和4年法律第65号)により、従前「当分の間」実施することとされていた被害者支援事業及び事故防止対策事業について、「被害者保護増進等事業」として新たに自動車事故対策事業賦課金を充当し行うこととなり、同事業の実施に関する事項は、関係者の意見を伺い、「被害者保護増進等計画」として定めることとされた。

また、法改正時の附帯決議により、被害者保護増進等事業については、施策決定過程の「見える化」を行い、実施内容を精査するとともに、各施策の費用対効果等に関して、関係者の意見を踏まえ、第三者による客観的な視点で、事業に係る効果検証を行うべきとされた。

これらを踏まえ、被害者保護増進等事業を安定的かつ継続的に実施していく観点から、事業のより効果的な実施について検討するため、自動車事故被害者等団体、自動車ユーザ一団体、学識者等の有識者により構成される「被害者保護増進等事業に関する検討会」(以下「検討会」という。)を国土交通省自動車局に設置する。

2. 検討会の検討事項

- (1) 「被害者保護増進等事業」について、各事業の費用対効果等に関する検証を行い、事業の効果的かつ効率的な実施に関すること。
- (2) 「被害者保護増進等計画」の作成及び変更に関すること。
- (3) その他被害者保護増進等事業の実施に関すること。

3. 検討会の組織

- (1) 検討会には、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は会務を総括し、検討会を主催する。
- (3) 検討会には、一部の委員をもってワーキンググループを設置することができる。ワーキンググループの運営に関する事項は別途ワーキンググループにおいて定めるところによる。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 関係団体の者を委員に任命するときは、原則として、一方の利害を代表する委員の定数が総委員の定数の半ばを超えないものとする。

4. 検討会の運営方法

- (1) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴取できる。
- (2) 本検討会は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができます。
- (3) 議事概要及び資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができます。
- (4) この設置要綱に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項については、座長が定めることとする。

5. 任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の途中で委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任することができる。

6. その他

事務局を国土交通省自動車局保障制度参事官室に置く。

被害者保護増進等事業に関する検討会

委員等名簿

(敬称略、50音順)

○ 委 員

(有識者)	古笛 恵子	弁護士
	佐々木達也	読売新聞東京本社論説副委員長
	佐藤 主光	一橋大学国際・公共政策大学院教授
	竹川 正記	毎日新聞社論説副委員長
	戸崎 肇	桜美林大学航空マネジメント学群教授
	福田 弥夫	日本大学危機管理学部長・教授
	藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	楳 徹雄	東京都市大学理工学部教授
	麦倉 泰子	関東学院大学社会学部教授
(関係団体)	小沢 樹里	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 代表理事
	加藤 憲治	一般社団法人日本自動車会議所 保険特別委員長
	金子 晃浩	全日本自動車産業労働組合総連合会 会長
	桑山 雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会 代表
	古謝 由美	NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事
	坂口 正芳	一般社団法人日本自動車連盟 会長
	徳政 宏一	NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

○ オブザーバー

金融庁 監督局保険課
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省 医政局 地域医療計画課
一般社団法人日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
独立行政法人自動車事故対策機構
損害保険料率算出機構